

(様式 1-3)

双葉町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成26年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	1	事業名	市民参加の復興まちづくり計画策定事業	事業番号	D-20-1
交付団体		福島県双葉町	事業実施主体(直接/間接)	福島県双葉町(直接)	
総交付対象事業費		171,100(千円)	全体事業費		171,100(千円)

事業概要

東北地方太平洋沖地震による地震・津波災害及び福島第一原子力発電所の事故による原子力災害に見舞われた双葉町の復興に向けて、双葉町が取り組むべき短期・中期・長期的な目標及び施策等を示すため、「復興まちづくり計画」を策定する。この復興まちづくり計画の策定のため、市民から避難生活の課題や将来の生活に対する要望、提案等について意見を集約することを目的として、市民参加型の復興会議を開催する。その復興会議における市民の意見・提案等を踏まえて、双葉町の復興に向けた目標及び施策等を示した復興まちづくり計画を策定する。

平成25年6月に決定された「双葉町復興まちづくり計画(第一次)」に基づき、計画に書かれた施策を具体化する事業計画(実施計画)を策定する。事業計画(実施計画)の策定に当たっては、計画に書かれた施策全般の具体化を図るとともに、とりわけ、町の復興の大きな課題である「町外拠点(町外コミュニティ)」の整備の検討(『双葉町外拠点』におけるコミュニティ形成に関する事業計画)の策定)、及び津波被災地域の復旧・復興事業の検討(「双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画」の策定)を重点的に行う。

さらに、原子力損害賠償の動きや中間貯蔵施設受け入れ要請などの諸情勢の変化を踏まえて、双葉町への帰還と再興に向けて、土地利用構想や復興への工程などを盛り込んだ「復興まちづくり長期ビジョン(仮称)」の策定を行う。

さらに、再生可能エネルギーを活用したまちづくりを指向するにあたり、荒廃した津波被災地域を有効利用するための先行整備モデル事業として、メガソーラーの導入を軸とした「双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画(仮称)」を策定する。

当面の事業概要

<平成24年度>

1. 市民が主体的に参加する復興まちづくり計画の策定
(全国主要避難地における復興会議の開催、紙面による意見収集、専用ポータルサイトによる意見収集)
2. 「仮の町(町外コミュニティ)」を見据えた復興まちづくり計画策定のための市民合意形成

<平成25年度>

1. 「双葉町外拠点」におけるコミュニティ形成に関する事業計画の策定(復興公営住宅の整備の在り方、コミュニティ形成のための施策、施設の在り方等)
2. 双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画の策定(津波による浸水域を整理する津波シミュレーション等)
3. 双葉町復興まちづくり計画に基づく事業計画(実施計画)の策定(復興まちづくり計画に示された事業・施策の具体化、市民の意見聴取等)

<平成26年度>

1. 「双葉町外拠点」におけるコミュニティ形成に関する事業計画の策定(H25年度の成果を踏まえて、福島県による用地確保状況を踏まえつつ、施策の具体化を行い、事業計画をとりまとめる)
2. 双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画の策定(H25年度の成果を踏まえて、事業計画をとりまとめる)
3. 双葉町復興まちづくり計画に基づく事業計画(実施計画)の策定(H25年度に策定した事業計画(実施計画)の進捗状況を検証し、事業計画(実施計画)の見直しを行う)
4. 双葉町復興まちづくり長期ビジョン(仮称)の策定(H26年度新規実施)
5. 双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画(仮称)の策定(H26年度新規実施)【効果促進事業】

※平成26年度 事業について第8回申請

東日本大震災の被害との関係

双葉町は東日本大震災と併発した原発事故により、町全域が避難指示区域となり全市民が全国各地に避難している。原発事故の収束及び警戒区域解除は未だ目処がついておらず、避難生活が長期化することが予想される。こうした状況を踏まえ、市民一人一人の復興(生活再建)と町の復興を目指した、復興まちづくり計画を策定し、同計画に基づき、市民一人一人の復興と町の復興に向けた、事業を推進していく必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

該当なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

双葉町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N.O.	1	事業名	双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画策定調査事業	事業番号	D-20-1-2
交付団体		福島県双葉町	事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費		40,000（千円）	全体事業費	40,000（千円）	

事業概要

東北地方太平洋沖地震による地震・津波災害及び福島第一原子力発電所の事故による原子力災害に見舞われた双葉町の復興に向けて、双葉町が取り組むべき短期・中期・長期的な目標及び施策等を示すため、「復興まちづくり計画」を策定する。この復興まちづくり計画の策定のため、町民から避難生活の課題や将来の生活に対する要望、提案等について意見を集約することを目的として、町民参加型の復興会議を開催する。その復興会議における町民の意見・提案等を踏まえて、双葉町の復興に向けた目標及び施策等を示した復興まちづくり計画を策定する。

平成 25 年 6 月に決定された「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」に基づき、計画に書かれた施策を具体化する事業計画（実施計画）を策定する。事業計画（実施計画）の策定に当たっては、計画に書かれた施策全般の具体化を図るとともに、とりわけ、町の復興の大きな課題である「町外拠点（町外コミュニティ）」の整備の検討（「双葉町外拠点」におけるコミュニティ形成に関する事業計画）の策定）、及び津波被災地域の復旧・復興事業の検討（「双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画」の策定）を重点的に行う。

さらに、原子力損害賠償の動きや中間貯蔵施設受け入れ要請などの諸情勢の変化を踏まえて、双葉町への帰還と再興に向けて、土地利用構想や復興への工程などを盛り込んだ「復興まちづくり長期ビジョン（仮称）」の策定を行う。

さらに、再生可能エネルギーを活用したまちづくりを指向するにあたり、荒廃した津波被災地域を有効利用するための先行整備モデル事業として、メガソーラーの導入を軸とした「双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画（仮称）」を策定する。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

1. 町民が主体的に参加する復興まちづくり計画の策定
(全国主要避難地における復興会議の開催、紙面による意見収集、専用ポータルサイトによる意見収集)
2. 「仮の町（町外コミュニティ）」を見据えた復興まちづくり計画策定のための町民合意形成

<平成 25 年度>

1. 「双葉町外拠点」におけるコミュニティ形成に関する事業計画の策定（復興公営住宅の整備の在り方、コミュニティ形成のための施策、施設の在り方等）
2. 双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画の策定（津波による浸水域を整理する津波シミュレーション等）
3. 双葉町復興まちづくり計画に基づく事業計画（実施計画）の策定（復興まちづくり計画に示された事業・施策の具体化、町民の意見聴取等）

<平成 26 年度>

1. 「双葉町外拠点」におけるコミュニティ形成に関する事業計画の策定（H25 年度の成果を踏まえて、福島県による用地確保状況を踏まえつつ、施策の具体化を行い、事業計画をとりまとめる）
2. 双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画の策定（H25 年度の成果を踏まえて、事業計画をとりまとめる）
3. 双葉町復興まちづくり計画に基づく事業計画（実施計画）の策定（H25 年度に策定した事業計画（実施計画）の進捗状況を検証し、事業計画（実施計画）の見直しを行う）
4. 双葉町復興まちづくり長期ビジョン（仮称）の策定（H26 年度新規実施）
5. 双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画（仮称）の策定（H26 年度新規実施）【効果促進事業】

※平成 26 年度 事業について第 8 回申請

※「双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画（仮称）策定事業」は、東日本大震災及び原子力発電所事故により荒廃した双葉町の土地を再生し、原子力発電所に代わる新たな町の産業のシンボルとして、メガソーラーを軸とした再生可能エネルギーを活用したまちづくりを指向していくに当たり、町内の 9.6 % が帰還困難区域であり早期の事業実施がかなわないことから、先行整備のモデルとして、インフラ復旧等が可能となっている避難指示解除準備区域（双葉町両竹、浜野行政区）を対象として、メガソーラー（大規模太陽光発電基地）の導入に取り組む。この地域にメガソーラーを導入するに当たっては、地権者が多数に及ぶことからその合意形成を図っていく必要があるところ、メガソーラーの適地の選定、地権者の合意形成に資する調査・資料作成を行い、この地域におけるメガソーラーの適否を検討し、双葉町メガソーラーの活用・推進計画を策定する。

東日本大震災の被害との関係

双葉町は東日本大震災と併発した原発事故により、町全域が避難指示区域となり全町民が全国各地に避難している。原発事故の収束及び警戒区域解除は未だ目処がついておらず、避難生活が長期化することが予想される。

こうした状況を踏まえ、町民一人一人の復興（生活再建）と町の復興を目指した、復興まちづくり計画を策定し、同計画に基づき、町民一人一人の復興と町の復興に向けた、事業を推進していく必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

該当なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-20-1
事業名	町民参加の復興まちづくり計画策定事業
交付団体	双葉町

基幹事業との関連性

平成 25 年度 基幹事業の町民参加の復興まちづくり計画策定事業のうち双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画策定では、東日本大震災の津波被害及び原子力発電所事故により荒廃した津波被災地域の土地利用の在り方について検討を進めている。

双葉町では、原子力発電所に代わる新たな町の産業シンボルとしてメガソーラーを軸とした再生可能エネルギーを活用したまちづくりを指向していくにあたり、町内の 96%が帰還困難区域であり早期の事業実施が困難であることから、先行整備のモデルとしてインフラ復旧等が可能となっている避難指示解除準備区域（両竹、浜野行政区）を対象として、メガソーラーの導入に取り組む。この構想は、双葉町の新たな土地利用と産業のモデルとなるものであることから、双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画の具体化を図る事業であることも鑑み、まちづくり計画策定の効果促進事業として本事業を実施する。